

いじめ防止対策推進法の概要

国

○ 「いじめ防止基本方針」の策定(義務)(11条)

文部科学大臣が、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定める

- ・ いじめ防止等のための対策の基本的な方向
- ・ いじめ防止等のための対策の内容 他

参酌

○ 「地方いじめ防止基本方針」の策定(努力義務)(12条)

- <基本的施策> (15~21条)
- ・ 早期発見のための措置
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 教員の養成・研修の充実
 - ・ ネットいじめ対策の推進
 - ・ 調査研究の推進
 - ・ 啓発活動 他

○ 「いじめ問題対策連絡協議会」の設置(できる)(14条)

- ・ 条例による設置(1項)
(メンバーは、学校、教育委員会、児童相談所、法務局、県警その他の関係者)
- ・ 市町村教育委員会と連携を図る(2項)
- ・ 教育委員会に「付属機関」を置くことができる(3項)

○ 「調査のための付属機関」の設置(できる)(30、31条)

- ・ 重大事態が発生した際の学校の調査結果に対する再調査
- ・ 私立は、都道府県知事が設置
- ・ 公立学校における再調査結果は議会に報告

※ 組織については今後検討

「いじめ問題対策会議」の活用

県民生活部設置
いじめ問題に係る知事部局、教育局、警察本部との総合調整

<参考>

埼玉県子どもの権利擁護委員会

虐待やいじめ等、子どもに対する権利侵害について、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもを救済する第三者機関

参酌

参酌

地方公共団体

○ 「学校いじめ防止基本方針」の策定(義務)(13条)

- <基本的施策> (15~19条)
- ・ 道徳教育や体験活動の充実
 - ・ 保護者、地域住民との連携
 - ・ 早期発見のための措置
 - ・ 相談体制の整備
 - ・ 教員への研修の実施
 - ・ ネットいじめの防止 他

○ 「いじめ防止対策の組織」の設置(義務)(22条)

教職員のほか、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する第三者、その他関係者より構成される組織各学校に常設される

○ 重大事態への対処(28~31条)

- ・ 事実関係の調査
- ・ 調査結果等、保護者への情報提供
- ・ 地方公共団体の長への報告

○ いじめに対する措置(23~26条)

- ・ 所轄警察署との連携
- ・ 懲戒や出席停止

学校